

小川町就学援助費補助金交付要綱

（令和 元年 7月 1日）
（小川町告示第 27 号）

（目的）

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童及び生徒並びに就学予定者の保護者に対し、就学に必要な費用を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (2) 就学予定者 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。
- (3) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- (4) 準要保護者 別表1に定める準要保護者認定要件に該当する者その他教育委員会が特に援助を必要と認める者をいう。

（対象者）

第3条 就学援助費の支給の対象となる者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者で、要保護者又は準要保護者に該当するものとする。

- (1) 町内に居住し、かつ、町が設置する小学校若しくは中学校に就学する児童若しくは生徒又は町が設置する小学校若しくは中学校の就学予定者の保護者
- (2) 学校教育法施行令第9条の規定による区域外就学をしている児童若しくは生徒又は区域外就学をする予定の就学予定者の保護者のうち、関係市町村（特別区を含む。）と協議をした上で、教育委員会が就学援助費の支給をすることが必要と認められるもの

（支給対象費目等）

第4条 就学援助費の支給対象費目、支給対象者、支給額及び支給の時期は、別表2のとおりとする。

（申請）

第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助費受給申請書に次に掲

げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、当該添付書類の内容を公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 世帯員の市区町村民税課税状況を確認できる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- 2 前項に定める申請書の提出期限は、教育委員会が別に定める。

(支給決定等)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じ学校長又は民生委員の意見を聴取し、就学援助費の支給の可否を決定し、その結果を申請者及び当該児童生徒が在籍する学校の学校長に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 就学援助の支給対象者と認定された者（以下、「受給者」という。）の就学援助費（医療費を除く。）は、受給者が届け出た預金口座に口座振替により支給するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、保護者が支払うべき学校長徴収金又は学校給食費に未納があるなどの場合は、受給者の委任に基づき就学援助費の全部又は一部を学校長等の口座に口座振替により支給することができる。

- 3 医療費の支給方法は、教育委員会が別に定める。

(認定期間)

第8条 就学援助費の支給を受けることができる期間は、次項に規定する認定日から当該認定日の属する年度の末日までとする。

- 2 認定日は、申請書の提出があった日の属する月の1日とする。ただし、次の各号に掲げる申請にあつては、当該各号に定める日を認定日とする。

(1) 当該年度の年度当初の申請であつて、教育委員会が定める日までの間に申請書の提出があつた場合 当該年度の4月1日

(2) 年度途中の転入学等により町が設置する小学校又は中学校に就学した児童生徒の保護者から申請書の提出があつた場合 当該申請書の提出があつた日の属する月の1日又は転入学日等の属する月の翌月の1日（転入学等の日が月の初日であるときは、その日の属する月の1日）のいずれか遅い日

- 3 前項の規定により認定日を決定することが適当でないと認めるときは、教育委員会が別に定める日を認定日とする。

(報告の義務)

第9条 受給者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に就学援助費支給変更届を提出しなければならない。

2 就学援助費の支給を受けている者は、就学援助費の支給を辞退するときは、速やかに教育委員会に就学援助費支給辞退届を提出しなければならない。

(決定の取消)

第10条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。

2 教育委員会は、前項に規定する取り消しを決定したときは、認定取消通知を当該受給者及び当該児童生徒が在籍する学校の学校長に通知するものとする。

(返還)

第11条 教育委員会は、前条の規定による取消しをしたときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表1 (第2条関係)

	認定要件	添付書類
1	前年度又は当該年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた保護者	
	(1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	
	(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税の措置を受けた者	証明する書類の写し
	(3) 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免措置を受けた者	証明する書類の写し
	(4) 地方税法第72条の62の規定に基づく固定資産税の減免の措置を受けた者	証明する書類の写し
	(5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金保険料の減免の措置を受けた者	証明する書類の写し
	(6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づく国民健康保険税の減免又は猶予の措置を受けた者	証明する書類の写し
	(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給措置を受けた者	証明する書類の写し
	(9) 生活福祉資金の貸付を受けた者	証明する書類

			の写し
2	上記第1項各号に定める者以外のもので、次の各号のいずれかに該当する者		
	(1)	保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である者	証明する書類の写し
	(2)	保護者の職業が、不安定若しくは学級費、PTA会費等の減免又は滞納がある者で生活状態が悪いと認められる者	学校長の意見書
	(3)	経済的な理由により欠席に数が多い者	
3	保護者等と生計を一にする世帯全員の前年課税所得（1月～3月までは前々年課税所得）が、特別支援教育就学奨励費の認定の例により算定した需要額の1.3倍未満（少数第3位切り捨て）の者		課税証明等申立書（必要に応じ）

別表2（第4条関係）

支給対象費目	内容	支給対象者	支給額	支給時期
学用品費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が通常必要とする学用品に係る経費	準要保護者	毎年度教育委員会が定める額	9月、1月及び3月
通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品に係る経費	準要保護者	毎年度教育委員会が定める額	9月、1月及び3月
新入学児童生徒学用品費等	町立小学校又は町立中学校に入学する者（就学予定者を含む。）が入学に当たって必要とする学用品及び通常必要とする通学用品に係る経費	準要保護者	毎年度教育委員会が定める額	教育委員会が別に定める日
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料等	準要保護者	校外活動に参加するために必要となる費用の実費。ただし、毎年度教育委員会が定める額を上限とする。	校外活動実施後の9月、1月及び3月のいずれか
校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が	準要保護者	校外活動に参加するた	校外活動実施後の9月、1月

ないもの)	校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科等		めに必要となる費用の実費。ただし、毎年度教育委員会が定める額を上限とする。	及び3月のいずれか
修学旅行費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	要保護者・準要保護者	修学旅行に参加するために必要となる費用の実費。ただし、毎年度教育委員会が定める額を上限とする。	修学旅行実施後の9月、1月及び3月のいずれか
医療費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定められた疾病の治療に要した費用	要保護者・準要保護者	国が定めた疾病の治療に要する費用で各種保険控除後の保護者が負担すべき額（保険診療分に限る。）	医療機関の請求に基づき、随時
学校給食費	小学校又は中学校に在学する児童又は生徒が学校給食に必要な費用	準要保護者	学校給食に必要な費用の実費	9月、1月及び3月
卒業アルバム購入費	町立小学校第6学年又は町立中学校第3学年に在学する児童又は生徒の卒業アルバムを購入するために必要となる費用	準要保護者	卒業アルバムを購入するために必要となる費用の実費。ただし、毎年度教育委員会が定める額を上限とする。	3月

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に小川町要保護及び準用保護児童生徒援助費補助金事務処理要綱（昭和46年教育校決裁）の規定により就学援助の受給者の認定を受けている者は、この告示の規定により就学援助の受給者の認定を受けている者とみなす。